

令和7年度に実施する 協働事業の企画を募集します！

この補助金は、市民の連携強化を図るとともに市民協働のまちづくりの推進を図るため、地縁組織(連区・町内会)や市民活動団体が提案する協働事業に対して、必要経費の一部を補助する制度です。地縁組織や市民活動団体のみなさんの積極的な御応募をお待ちしています。

補助金の概要

1 対象事業

市内で実施される、「協働」で行うまちづくり事業で、対象団体につき1年度1回

2 対象団体

- ・市民活動団体
- ・地縁組織(連区・町内会)
- ・市民活動団体、地縁組織、学校等、企業及び行政などが複数で構成する団体

3 補助金額

1事業あたり**上限24万円**(同一事業で最長3年間補助を受けることができます。)

1年目:対象経費の**5分の4**、2年目:対象経費の**5分の3**、3年目:対象経費の**5分の2**

4 審査方法

- ・公開審査

令和7年3月22日(土)

5 募集締切り

令和7年3月3日(月)【必着】



※令和7年度事業のため、市議会の議決を経て実施するものです。

※相談等は、市民協働国際課でお受けしますので、お気軽にお問い合わせください。



お問合せ

〒442-8601 豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市役所市民部市民協働国際課 市民協働係
電話 0533-89-2165 FAX 0533-95-0010
E-mail : kyodokokusai@city.toyokawa.lg.jp

1 対象事業

補助金の交付の対象とする事業は、補助対象者が**令和7年度中に行い**、市民活動団体、地縁組織、学校等、企業及び行政のいずれか又は複数と協働して市内で行う事業です。次に掲げる20の分野が対象です。

- (1)保健、医療又は福祉の増進を図る事業
- (2)社会教育の推進を図る事業
- (3)まちづくりの推進を図る事業
- (4)観光の振興を図る事業
- (5)農山漁村又は中山間地域の振興を図る事業
- (6)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る事業
- (7)環境の保全を図る事業
- (8)災害救援事業
- (9)地域安全事業
- (10)人権の擁護又は平和の推進を図る事業
- (11)国際協力の事業
- (12)男女共同参画社会の形成の促進を図る事業
- (13)子どもの健全育成を図る事業
- (14)情報化社会の発展を図る事業
- (15)科学技術の振興を図る事業
- (16)経済活動の活性化を図る事業
- (17)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する事業
- (18)消費者の保護を図る事業
- (19)前各号に掲げる事業を行う団体の運営又は事業に関する連絡、助言又は援助の事業
- (20)前各号に掲げる事業に準ずるものとして市長が認めるもの



上記に該当する事業であっても以下は対象外とします。

- (1)主たる事業効果が本市の区域外で生じる事業
- (2)他に市からの補助又は助成が実施されている、又はされる事業
- (3)信者・信徒が主催する寺社祭礼等の宗教的活動に関する事業
- (4)政治的な活動に関する事業
- (5)営利を目的とした活動に関する事業
- (6)行政とのみ協働し、実施する事業



協働を応援するための補助金です。
多くの団体のみなさんからの企画をお待ちしています。

2 補助対象経費

(1)補助対象経費区分

区 分	項 目
報償費	講師・専門家等への謝礼等
旅費	交通費、宿泊費等
需用費	消耗品費、チラシ・ポスター等の印刷製本費、燃料費等
役務費	通信運搬費、保険料等(火災、地震等の家屋にかかるものは除く。)
委託料	専門的知識、技術等を要する業務を外部に委託した費用
使用料及び賃借料	会場使用料、機器等のレンタル・リース料等
原材料費	セメント、砂利、鋼材、木材等の資材
備品購入費	3万円以上で反復使用に耐えるものの購入費(ただし、事業に不可欠とされるもの)
その他経費	その他市長が認める経費

(2)補助対象外経費

次に掲げるものは、原則補助対象経費にはなりません。

- ア 補助対象団体及び協働する者の運営に関する事務費等の経常的な経費
- イ 補助対象団体及び協働する者の構成員に対する人件費、謝礼、交通費、宿泊費及び食糧費(お茶を除く)
- ウ 通信運搬費のうち、電話やインターネット使用等、ランニングコストに係る経費
- エ 協働する者が企業の場合、その企業から購入する物品等に係る経費
- オ 食糧費に類する経費のうち親睦にかかる経費
- カ 記念品等の購入経費
- キ 領収書等により、補助対象者が支払ったことが明確にできない経費
- ク その他市長が適切でないと認めた経費

3 審査

応募された企画書は、市民協働国際課窓口にて内容に不備がないかなど確認を行い、その後、「豊川市市民協働推進委員会」にて公開審査を行います。審査の結果「採択」された事業が補助金の交付対象となります。

※公開審査は、5分程度の申請団体による事業内容の発表(プレゼンテーション)を行っていただきます。
※審査基準につきましては、申し込みの際に各団体へお渡しさせていただきます。
※審査後に事業内容の変更があった場合、採択を取り消す可能性がありますので、企画書の内容は十分ご検討ください。



公開プレゼンの様子

4 スケジュール

企画応募期間	令和7年1月15日(水)～3月3日(月)【必着】 市民協働国際課へ提出
公開プレゼン審査	豊川市市民協働推進委員会による公開審査 ※申請団体による事業内容の発表(プレゼンテーション)を行っていただきます 日時:令和7年3月22日(土) 午後1時30分 場所:とよかわボランティア・市民活動センタープリオ (予定)
補助金申請	採択された団体は、補助金 交付申請 を市へ提出します。 ※事業を始める前に申請を行ってください。
事業開始	市から補助金の 交付決定通知 を受領したら、 事業を開始 します。 ※交付決定通知を受領する前に事業を開始すると、補助金を受けられなくなります。
事業報告	事業終了後10日以内 に市へ実績報告を提出します。
補助金受領	市から補助金の確定通知を受領後、 補助金請求書 を提出し、補助金を受け取ります。

協働のまちづくりコーディネーターが 協働マッチングをお手伝いします

協働に取り組みたくても、「**協働の考え方や進め方が分からない**」「**協働相手がみつからない**」などの課題がある場合は、協働に関するアドバイザーである**協働のまちづくりコーディネーター**がサポートします。活用したい場合は、市民協働国際課までお問合せください。

協働に関することなら
私たちにお任せください。



協働のまちづくり
コーディネーター